

韓国における外国人投資家への課税強化と金融ハブ構想を巡る動き

浦出 隆行

要 約

1. 韓国では 2005 年 4 月に国内で活動する外国資本への税務調査が実施されたほか、外国人投資家への各種課税強化策も検討されているが、このような狙い撃ちとも取られかねない税務調査や課税強化策に関しては、外資系資本を遠ざけてしまうとの懸念も指摘されている。
2. その一方、同国に東アジアの金融ハブを構築することを目標に掲げた「北東アジア金融ハブ構想」を巡る状況にも、動きが出てきつつある。2005 年 6 月、国民経済諮問会議は大統領主宰の「第 1 次金融ハブ会議」において金融ハブ育成のための推進計画を確定し、外国為替取引の完全自由化を前倒し実施することなどを発表している。
3. 2005 年 1 月に先物取引所、証券取引所、店頭株式市場の 3 つが合併して発足した韓国取引所 (KRX) といった市場インフラも、金融ハブの一翼を担っていくことが期待されている。また民間レベルでも投資ファンドがアジア本部をソウルに置くなど、将来を視野に入れた動きも見られ、今後こうした動きが本格的なものになっていくかどうかを試されよう。
4. 通貨危機後、韓国政府は外為取引規制の緩和や外資導入を進めてきたが、今回のような税務調査や課税強化などは、国内世論の揺り戻しと捉えることもできる。今後、金融ハブ構想具体化の施策が打ち出されてくる中で、当局はよりバランスの取れた舵取りを迫られることになるだろう。

韓国では近時、外国人投資家にとってポジティブな動きとネガティブな動きが錯綜している。アジア危機後の銀行が外資による出資を受けて再生に向かいつつあるのは周知の通りであるが、これらの投資で莫大な利益を上げた外資系ファンドに対して「揺り戻し」ともとれる動きが見られる。その一方で盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領の政権公約であるものの、これまでに実質的な進展が殆ど見られなかった「北東アジア金融ハブ構想」を巡る状況にもようやく動きが出始めている。

1. 外国人投資家への課税強化を巡る動き

韓国では 2005 年 4 月に、国内で活動する外国資本への税務調査が実施され、第一弾として米系ファンドのローンスター、カーライルの他、シティグループやシンガポール政府投資公社 (GIC) が対象となっている。とりわけ通貨危機後に莫大な利益を上げた外資系私募ファンドは、現行税制下では税金をまったく納めておらず、当該調査も「非正常な市場錯乱行為を通じて不当な利益を得た」（金

図表1 通貨危機後の外資ファンドによる主要投資案件

時期	投資対象	投資家名(国名) 投資シェア等	投資規模(ウォン)
1998	ソウル市内大型ビル (7件)	シンガポール政府投資公社	2兆
1998	韓美銀行	カーライル(米) 38.6%、スタンダード・チャータード銀行(英) 9.76%	n.a.
1999	第一銀行	ニューブリッジ・キャピタル(米) 51%	5,000億
1999	国民銀行	ゴールドマン・サックス(米) 11%	n.a.
2000	韓国外換銀行	コメルツ銀行(独) 33.1%	2,100億
2000	ソウル・ファイナンスセンター	シンガポール政府投資公社	3,550億
2000	ハナ銀行	アリアンツ(独) 12.5%	(約1.5億ドル)
2003	韓国外銀行換	ローンスター(米) 51%	1兆3,430億
2004	韓美銀行	シティバンク(米) 36.6%	1兆1,505億
2004	ハナ銀行	テマセク(シンガポール) 6.39%	n.a.
2004	ウリ金融持株会社	テマセク(シンガポール) 0.51%	n.a.

(出所) 各種報道資料より野村資本市場研究所作成

融監督委員会)「投機性外資系資本」¹への規制強化を求める声を追い風に始まったと言われる。

また、同国財政経済部(以下「財経部」)は6月6日、外国人投資家がタックス・ヘイブンに置いたペーパー・カンパニー経由で対内投資を行なった際の投資収益に対する課税を検討中であることを発表するとともに、外国人保有比率が25%以上の投資ファンドまたは資産の50%以上が不動産である会社の株式の譲渡による投資利益に対しても課税する方針を打ち出している。(現状は投資主体の居住地においてのみ課税。)

なお、このためには国内税法及び国際租税条約の改正が必要となるが、後者については当然ながら相手国との協議が必要であり、実現の可能性は不透明との評価もある。韓国は現状、マレーシア、米国、日本など62カ国との間で租税協約を結んでおり、財経部は同月の韓国・マレーシア租税条約改正交渉において、ラブアン経由の取引を課税対象に含めることを要請している²。

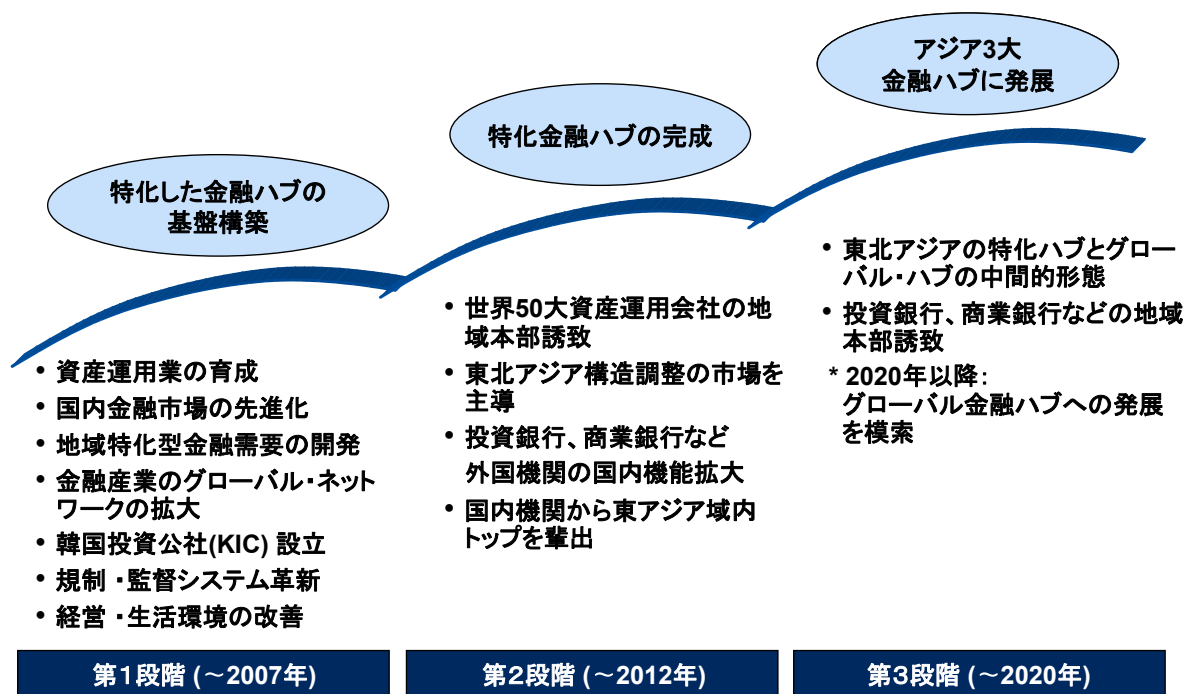
これらはいずれも、外資系ファンドに関して、現行の税体系のもとでは国内で課税できないことに対して国内から上がっている不満に答えるものとも言える。しかしこれらと前

後して発表された株式大量保有報告義務(いわゆる「5%ルール」)の強化³や、銀行の外国人役員数制限の動きなどもある中、狙い撃ちとも取られかねない税務調査や課税強化策に関しては、外資系資本を韓国から遠ざけてしまうとの懸念も指摘されている⁴。

II. 北東金融ハブ構想を巡る動き

このように外国人投資家を萎縮させかねない施策が相次いで打ち出される一方、韓国を東アジアの金融ハブのひとつに育て上げることを目標に掲げた「北東アジア金融ハブ構想」を巡る状況にも、ここにきてようやく動きが出てきつつある。国民経済諮問会議は2005年6月、盧武鉉大統領主宰の「第1次金融ハブ会議」を開催し、韓国を東アジア域内の金融ハブとして育成するための推進計画を確定した。同構想は、2003年12月に大統領の政権公約として青写真が示されたものの、その後実質的な動きが殆ど見られない状態が続いていたものである。現状、会計制度の透明化、金融監督における政府干渉の縮小、金融専門家の育成、香港・シンガポール比でかなり高い法人税率・個人所得税率の引下げの必要性などの課題が山積している上、強力な

図表2 金融ハブの段階別ビジョン



(出所) 韓国財政経済部 北東アジア経済中心推進委員会「東北アジア金融ハブ推進戦略」(2003年12月)

(注) 内容は2003年12月現在でのものであり、必ずしも現時点において検討されている内容を表したものではない。

労組、高いオフィス賃料、英語力の問題、在韓外国人の子弟向けの教育システム不足などが、外国金融機関による対韓進出のネックとなっているとの評価もある。最近では、上述の5%ルール強化や銀行の外国人役員数制限などに対して、特に海外から「金融ハブとしての資格」そのものを疑問視する声まで上がっていた。こうして同構想の再構築が求められてきた中、今回の金融ハブ会議が開催されたという流れがある。

もちろん民間レベルでも、将来を視野に入れた個別の動きはある。2003年8月に韓国外換銀行の51%を取得した米ローンスタースターは、韓国政府の意向に沿う形で「アジア本部」をソウルに置き、ここが日本を除いたアジア全域の投資決定、人材・IT管理等を行なうという意向を表明⁵しており、今後こうした動きが本格的なものになっていくかどうか

かが試されよう。

また2005年1月には、先物取引所、証券取引所、店頭株式市場の3つが合併した韓国取引所(KRX)が株式会社として発足している⁶。東アジア域内で見た場合、この他では1999年に証券取引所と国際金融先物取引所が合併してできたシンガポール取引所(SGX)があるが、先物、証券、店頭の3市場の統合は域内初である。韓国先物取引所におけるKOSPI200オプションの2004年の年間売買高は、既に欧州金融先物取引所(Eurex)を上回って、単品としては世界最大の規模となっており、こうした市場インフラ整備の動きも北東アジア金融ハブの一翼を担っていくことが期待されている。

なお盧大統領は先の会議で、「もし『金融ハブ』という言葉が不要な誤解を招いているならば、名称を『金融産業発展戦略』にする

のが良いかを検討するように」との指示を出した⁷と伝えられている。

同会議では推進計画の一環として、当初2011年までに予定されていた外国為替取引の完全自由化を1年前倒しで実施することを明らかにした⁸ほか、国際格付機関の韓国進出を促進するため参入規制緩和を行なうこと、人材育成を目的とした金融専門大学院設立のための資金支援などが発表された。

このうち外為取引の完全自由化に関しては、実施の前倒しを受けて、個人や企業の海外不動産取得の限度枠拡大、国内企業や金融会社の海外借入の自由化、外国人の国内ウォン建て借入、海外派生商品取引等に関する規制緩和についても繰り上げられるものと見られている。また企業に対する外国為替規制は、2005年上半期に規定を見直して緩和することとなっている。特に2006年からは、ウォンの海外持出しや外国人のウォン調達、現行の許可制から申告制に変わり、2010年以後は申告義務も不要となる。また、これにより企業が輸出入代金のウォン決済ができるようになる。このほか、早ければ今年下期から本支社間の資金貸借に関する中銀への届出・許可の取り止め、一定以上の輸出入実績がある企業について代金の現金決済に伴う証拠書類の提出義務撤廃などが予定されている⁹。

Ⅲ. 今後の展望

通貨危機後、韓国政府は外為取引規制の緩和、対内投資自由化と積極的な誘致等の施策を打ち出してきた。外資の支援を仰いだ企業や金融機関においても大胆なリストラが進み体質改善が進んだとの評価もある。ただその一方で今回のような国内世論の揺り戻しも見られ、今後は金融ハブ構想具体化の施策が打ち出されてくる中で、バランスの取れた舵取りを迫られることになる。

金融ハブ構想が盧大統領の政権公約に盛り

込まれた当初は、金大中政権時代の域内物流ハブ構築を主眼とした構想に、新たに「金融コンポーネント」を追加したという以上のものではなかったとの評価もある。しかしその具体化の段階に入って、現政権が当初と比べ、「金融ハブ構想を構成する個々の規制緩和や市場振興策そのものが政策の中心であり、ソウルに金融ハブが形成されるかどうかはあくまでその結果」との認識に転じてきていると捉えることもできよう。現状大まかな青写真にとどまっている部分に関しても、今後はより具体的な実施スケジュールが公表されることになる。

¹ 2005年4月14日付東亜日報。

² 2005年6月6日付朝鮮日報。

³ 今回の報告義務強化により、1)純投資なのか経営参加が目的なのか、2)経営参加を目的とする投資主体の企業は株主構成や取締役構成等、3)資金源情報(取得資金が借入金であればその借入先や期間、担保等)の報告が求められるようになった。未報告や虚偽記載の場合、1年以下の懲役または5百万ウォン以下の罰金が課せられる。英フィナンシャルタイムズ紙は、「韓国の5%ルール強化は国粹主義的かつ精神分裂症的な態度」と批判した。

⁴ 2005年4月2日付朝鮮日報。

⁵ 2003年9月28日付東亜日報。

⁶ 瀧俊雄「韓国取引所の誕生」『資本市場クォーターリー』2005年春号を参照。

⁷ 2005年6月4日付東亜日報。

⁸ 政府は当初、2009～11年に3段階の外国為替取引自由化措置を実施する計画だったが、これを1年以上繰り上げて最低限の申告制のみを残してすべての外国為替取引規制を廃止することとした。

⁹ 一方、非居住者によるウォン建て借入、問題企業の短期借入、店頭デリバティブ取引等については、引き続き申告制が維持される(2005年6月3日付朝鮮日報)。